

京都府高等学校文化連盟事業補助金交付要綱

制定 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都府内における高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）生徒の芸術文化に関する活動の充実向上を図るとともに芸術文化の振興に資する京都府高等学校文化連盟事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第 2 条 補助金は、京都府高等学校文化連盟の事業に要する経費のうち、市長が適当と認めるものについて交付する。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、500,000 円を上限とし、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第 4 条 条例第 9 条の規定による申請は、京都府高等学校文化連盟事業補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始の 30 日前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京都府高等学校文化連盟予算書
- (2) 事業計画
- (3) 京都府高等学校文化連盟規約

(標準処理期間)

第 5 条 市長は、条例第 9 条による申請が到達してから 30 日以内に条例第 10 条各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第 6 条 条例第 11 条第 1 項第 1 号による補助事業等の内容又は補助金額の変更に係る市長等の承認の申請は、書面により行うものとする。

2 条例第 11 条第 1 項第 2 号による補助事業等の中止又は廃止に係る市長等

の承認の申請は、書面により行うものとする。

(事業完了の届出)

第7条 条例第18条の規定による実績報告は、京都府高等学校文化連盟事業補助金事業実施報告書(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 京都府高等学校文化連盟決算書
- (2) その他事業実績等を記載する書類

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

京都市長 様

団体名
代表者
住 所

京都府高等学校文化連盟事業補助金交付申請書

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により，下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 申請者住所
- 3 備 考

第 2 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

京都市長 様

団体名
代表者
住 所

京都府高等学校文化連盟事業補助金事業実施報告書

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により報告します。

※事業内容がわかるものを添付してください。